



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年6月6日金曜日 第2577号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 467
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示..... (") ... 467
 土地改良区の定款変更の認可 (2 件) (東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ... 468
 道路の区域変更 (一般国道 379 号) (中予地方局管理課) ... 468
 道路の供用開始 (") (") ... 468
 開発行為に関する工事の完了 (2 件) (中予地方局建築指導課) ... 469

公 告

公文書の公開の実施状況..... (広報広聴課) ... 469
 個人情報の開示等の実施状況..... (") ... 470
 争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 470

告 示

○愛媛県告示第726号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市城川町遊子谷3984、4002
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町遊子谷3984（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐齢期以上のものとする。
 - エ 間伐に係る立木は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第727号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成26年2月愛媛県告示第149号から第155号まで）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
大洲市河辺町北平4621、4634	喜多郡河辺村大字北平乙2827 栗田 増 雄	森林所有者
大洲市河辺町北平4636、4637	喜多郡河辺村大字北平乙2827 栗田 正 春	"
大洲市河辺町北平4649、4677	喜多郡河辺村大字北平乙2825 福宮 壽 躬	"
大洲市河辺町北平4667	上浮穴郡浮穴村大字小屋103 菊池 ヨシノ	"
大洲市戒川乙1841	大洲市長浜甲1024の47 一宮 眞喜男	"
大洲市長浜町須沢丙744の2、丙933の2	大洲市長浜町大字櫛生丙2183 長 芳 久五郎	"
大洲市長浜町須沢丙934の2	喜多郡櫛生村丙2115 笹本 元三郎	"
大洲市河辺町山鳥坂614、615	喜多郡河辺村大字横山300 小西 寿 司	"
大洲市豊茂乙1342の1	福岡県鞍手郡大字室木712の14 宇都宮 サキエ	"
大洲市肱川町大谷2153、2159の2	喜多郡大谷村1513 三瀬 俊 藏	"
大洲市肱川町大谷2159の1	喜多郡肱川町大字大谷1513 三瀬 俊 藏	"
大洲市肱川町大谷2163	喜多郡大谷村1716 宇都宮 富美子	"
大洲市肱川町大谷2164	喜多郡肱川町大字大谷1716 宇都宮 富美子	"
大洲市長浜町須沢丙734、丙784	喜多郡長浜町大字須沢丙739 清水 マ ツ	"
大洲市長浜町須沢丙753	喜多郡長浜町大字須沢丙307 水口 健	"
大洲市長浜町須沢丙755	喜多郡櫛生村丙316 松上 猶 助	"
大洲市長浜町須沢丙776	喜多郡長浜町大字須沢丙548 加納 浩 之	"

大洲市長浜町須沢丙777	川崎市宮前区有馬 1丁目24の3の410 加納 浩之	"
大洲市長浜町須沢丙794	喜多郡櫛生村丙304 長 方 久五郎	"
大洲市長浜町須沢丙795	喜多郡櫛生村丙739 清 水 駒治郎	"
大洲市長浜町須沢丙796	喜多郡櫛生村316 村 上 古三郎	"
大洲市肱川町大谷2067の1、2067の5から2067の9まで、2067の12、2068、2069、2071、2072	喜多郡肱川町大字大谷1755 渡 辺 愛子	"
大洲市長浜町須沢丙778	大阪府堺市東浅香山町式丁236 西 岡 章彦	"
大洲市河辺町三嶋588から591まで、592の1、593、596、603から606まで、642から644まで、649から651まで、656	大阪府門真市大字三ツ島1787の1 山 下 清 秀	"
大洲市河辺町三嶋600、601	喜多郡河辺村大字北平甲3255 岡 田 良一	"
大洲市河辺町三嶋611、612、618、628、630、633、636から639まで	越智郡菊間町種72 梅 木 彰	"
大洲市河辺町三嶋624、625、627	喜多郡河辺村大字北平甲2431 梅 木 彰	"
大洲市河辺町三嶋631	喜多郡河辺村大字北平甲218 花 岡 國太郎	"
大洲市河辺町三嶋632	喜多郡河辺村大字北平甲218 花 岡 國太郎	"
大洲市河辺町三嶋647	上浮穴郡浮穴村大字北平甲2572 七五三 満	"
大洲市河辺町三嶋648	松山市大字菅沢甲468 七五三 琢	"
大洲市河辺町三嶋652から654まで	大阪府摂津市別府三丁目1のBの503 武 田 敦	"
大洲市河辺町三嶋655	喜多郡河辺村大字北平甲2572 七五三 学	"

大洲市河辺町北平70	今治市立花町二丁目1の20 大 野 一 登	"
------------	--------------------------	---

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6月 6日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6月 6日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	379号	伊予郡砥部町川登955番5から 同町川登954番3まで	旧	メートル 13.0～18.0	キロメートル 0.040	
			新	13.0～28.0	0.040	

○愛媛県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	伊予郡砥部町川登955番5から 同町川登954番3まで	平成26年 6月 6日

○愛媛県告示第732号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年6月6日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row 1: 26中局建(開)第6号, 伊予郡松前町大字出作字丑寅409番1, 伊予市三秋甲268番地1 玉井敬信

○愛媛県告示第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年6月6日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row 1: 26中局建(開)第7号, 伊予郡松前町大字筒井字東銀杏555番1、555番1南側地先里道, 香川県高松市林町2217番地50 ミサワホーム四国株式会社 代表取締役 嶋津哲

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成25年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成26年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位: 件)

Table with 6 columns: 区分, 請求等の件数, 処 理 の 状 況 (公開, 部分公開, 非公開), 取下げ. Rows: 公開請求, 公開申請, 計

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。

2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位: 件)

Table with 4 columns: 実 施 機 関, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows: 総務部, 企画振興部, 県民環境部, 保健福祉部, 経済労働部, 農林水産部, 土木部

Table with 4 columns: 出 納 局, 小 計, 1, 0. Rows: 議 会, 公 営 企 業 管 理 者, 教 育 委 員 会, 選 挙 管 理 委 員 会, 人 事 委 員 会, 監 査 委 員 会, 公 安 委 員 会, 警 察 本 部 長, 労 働 委 員 会, 収 用 委 員 会, 海 区 漁 業 調 整 委 員 会, 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会, 公 立 大 学 法 人 愛 媛 県 立 医 療 技 術 大 学, 愛 媛 県 住 宅 供 給 公 社, 愛 媛 県 土 地 開 発 公 社, 合 計

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位: 件)

Table with 3 columns: 請 求 等 の 主 な 内 容, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows: 工事設計書, 公益法人等の決算書類, 名簿関係, 懲戒処分等の職員の処分関係, 建築工事再資源化等届出書

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位: 件)

Table with 3 columns: 公 開 請 求 者 等 の 区 分, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows: 県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体, その他のもの

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位:件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況					審理中	取下げ
平成24年度からの繰越件数	平成25年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			一部認容			
		却下	棄却	一部認容		認容		
5	1	0	5	1	0	0	0	

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

- (2) 不服申出
実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

平成25年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成26年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

実 施 機 関	年度末件数
知 事	73
企 画 振 興 部	72
県 民 環 境 部	182
保 健 福 祉 部	498
経 済 労 働 部	98
農 林 水 産 部	195
土 木 部	135
出 納 局	10
小 計	1,263
議 会	13
公 営 企 業 管 理 者	17
教 育 委 員 会	144
選 挙 管 理 委 員 会	20
人 事 委 員 会	4
監 査 委 員 会	5
公 安 委 員 会	6
警 察 本 部 長	165
労 働 委 員 会	4
収 用 委 員 会	11
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	2
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	23
合 計	1,678

2 個人情報の開示請求の状況

- (1) 書面による開示請求

(単位:件)

実 施 機 関	請 求 の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		開 示	部分開示	非 開 示	
知 事	33	8	17	7	1
公 営 企 業 管 理 者	80	30	38	12	0
教 育 委 員 会	17	16	1	0	0
警 察 本 部 長	26	0	22	4	0
合 計	156	54	78	23	1

注 他の実施機関については、実績なし。

- (2) 口頭による開示請求

(単位:件)

実 施 機 関	請求の件数
知 事	58
県 民 環 境 部	18
保 健 福 祉 部	52
農 林 水 産 部	1

小 計		129
教 育 委 員 会		7,783
人 事 委 員 会		217
警 察 本 部 長		26
公立大学法人愛媛県立医療技術大学		55
合 計		8,210

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

- 3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

- 4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

- 5 不服申立ての状況

(単位:件)

区 分	不服申立て件数		処 理 の 状 況				取下げ
	平成24年度からの繰越件数	平成25年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定			審理中	
			却下	棄却	一部認容	認容	
開示決定等に係るもの	1	4		2	1		2
訂正決定等に係るもの	0	0					
利用停止決定等に係るもの	0	0					

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成26年5月30日あったので公表する。

平成26年6月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 平成26年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成26年6月10日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人清和会和ホスピタル	松山市柳原739
医療法人北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人新居浜精神衛生研究所財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。